



あけまして、おめでとうございます。また、新たな1年がスタートしました。今年はどうな1年になるのでしょうか。今年巳年です。巳年の方は、一度決めたことはやり抜く粘り強さがあったり、冷静な判断ができたり、プライドが高いといった側面もあるそうです。本年も引き続き、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



1. 求人募集



●STOP、闇バイト！

～SNS 等での求人募集に要注意～

→最近、だまされて闇バイトに応募してしまうという事案が増えています。これを防ぐべく、厚生労働省から**注意喚起**のお知らせが出されました。

→求人募集の際には、**虚偽**の表示はもちろんのこと、**誤解**を与える表示もしてはいけません。法令違反とならないために、原則、以下の情報を表示しなければなりません。

<募集時に表示をする6項目>

氏名(名称)、住所、連絡先、業務内容、就業場所、賃金

の6つの情報を表示しなければならないとされています。この中の1つでも欠けている場合は、きちんとした求人ではない可能性があるため注意が必要です。

→業務内容が書いてあったものと違う場合は、**虚偽表示**で違反になります。また、募集の後に**業務内容の変更**を伝えられる可能性もあるため、おかしいなと感じた時点ですぐに家族や同僚、警察等に相談をするようにしましょう。

→従業員が闇バイトに応募してしまうことを防ぐため、注意喚起を行うようにしましょう。また、**自社のHPやSNSでの募集内容**について、表示項目に漏れがないか確認をしましょう。

2. カスハラ

●カスタマーハラスメントの定義

～どんな行為がカスハラ？～

→セクハラ、パワハラ等に加え、**カスタマーハラスメント(以下カスハラ)**対策についても、事業主の措置義務となる予定です。今日は、どのようなことがカスハラになるのか見てみましょう。

【カスハラ】※①～③すべてに該当するもの

①顧客、取引先、施設利用者その他利害関係者の行為

‘顧客’は、今後利用する可能性のある**潜在的な顧客**も含む。‘利害関係者’は、施設の近隣住民等事実上の利害関係がある者も含む。

②社会通念上相当な範囲を超えた言動であること

言動の内容が契約内容からして**相当性を欠くもの**、または**手段・態様が相当でないもの**

③労働者の就業環境が害されること

労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で**看過できない程度の支障**が生じることを意味する。

‘**平均的な労働者の感じ方**’を基準とすることが適当。

→クレームの中には**正当なクレーム**もあるため、カスハラに該当するかどうかの見極めが重要です。事業主の**方針等の周知・啓発、相談体制の整備**等が必要になります。

今月のピックアップ



●雇用保険料率、引き下げ！～8年ぶりにダウン～

R7.4からの雇用保険料率が引き下げられることになりました。一般の業種で、15.5/1000 → 14.5/1000 になり、従業員負担分で6/1000 → **5.5/1000** へ引き下げられる予定です。

●離職票がマイナポータルで受け取り可能に！～R7.1.20 から開始～

従業員が希望した場合、離職票を**マイポータル**へ送ることができるようになります。電子申請の場合で、マイナポータルへの登録・マイポータルの利用手続きを行っていることが必要になります。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-15-19

アゼット錦ビル 5B

中京社会保険労務士法人

電話: 052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

